

和歌山県監査公表第 17 号

平成28年4月15日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成28年5月20日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
 和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 包括外部監査の特定事件

「補助金等に関する事務の執行について」

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 (意見・指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>第3 監査の結果及び意見の総括</p> <p>【1】複数の補助金で発見された結果及び意見</p> <p>(1) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき (意見)</p> <p>補助金の目的達成度や効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが必要であり、当該設定により補助金の有効性・必要性の検証が可能となるが、現状では具体的な成果指標が設定されていない補助金が多く見受けられた。</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。各補助金の目的に照らして具体的な成果指標を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(第4のNo. 7、8、11、12、13、14、18、19、21、23、25、31、34、35、41、42、43、45、49及び52参照)</p> <p>(2) 実効性のある事務事業評価を行うべき (意見)</p> <p>各所管課において毎年7月頃に補助金を含む事務事業の評価を行い、当該評価結果調書を行政改革課に提出している。当該事務事業評価調書について平成24年度分～平成26年度分を閲覧したところ、当該3年度分（一部の補助事業において</p>	<p>具体的な成果指標を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。</p> <p>事務事業評価に当たっては、評価対象年度における具体的な取組内容や成果を調書に記載するとともに、補助金を取り巻く状況の変化による新たな課題や見直すべき点について適時検証を行う。</p>

<p>は平成 25 年度分と平成 26 年度分) について事業費等の数値以外の記載箇所（事業目的及び概要・事後評価・次々年度以降に向けた見直し）の記述が全く同じになっている補助金や、具体的な取組内容の記載が不十分である補助金が見受けられた。</p> <p>事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が複数年にわたり全く同じであることあるいは具体的な取組内容の記載が不十分であることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。</p> <p>（第 4 の No. 11、17、24、32 及び 33 参照）</p> <p>(3) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき（意見）</p> <p>運営費補助である場合、人件費や事務費など一般管理費的な経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向がある。よって、交付先の中期経営（運営）計画・年度計画の策定に関する助言・指導による実態把握や、計画に対する進捗状況のモニタリングが一層重要になる。しかし、補助金交付先において中期経営（運営）計画が策定されていない、もしくは策定されていても県によるモニタリングが十分ではなく、当該補助金の効果や必要性の検証が不明確となっているものが見受けられた。</p> <p>運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、</p>	<p>交付先が中期経営（運営）計画を未策定の場合にあつては、交付先に対し中期経営（運営）計画の策定を助言する。</p> <p>交付先が中期経営（運営）計画策定済みの場合にあつては、交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングするとともに、事務事業評価等において補助金の効果や必要性を適時検証する。</p>
---	--

交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには中期経営（運営）計画が策定されていない団体には策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組む必要がある。

（第4のNo. 20、22、30及び40参照）

（4）交付先が策定した中期経営（運営）計画に基づき、補助金の交付方針を明確にすべき（意見）

運営費補助の場合、人件費や事務費など管理費を含む経費全般が補助対象となり、事業費補助よりも補助金の効果や必要性の検証が曖昧になる傾向があり、ひいては中長期的な視点での補助金交付方針が不明確となるおそれがある。

このため、所管課は、運営費補助の交付先において県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画が策定されることを指導し、中長期的な補助金交付方針を明確にする必要がある。

しかし、所管課は、毎年度実施するモニタリングにより県のビジョンに沿った運営がなされていることを確認しているとのことであったが、補助金交付先は中期経営（運営）計画を策定しておらず、所管課による中長期的な補助金交付方針は明確になっていないものが見受けられた。

県のビジョンに沿った運営状況を確認

交付先に対し中期経営（運営）計画の策定を助言する。

<p>しているのみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。</p> <p>このため、補助金交付先に、県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画の策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。</p> <p>（第4のNo. 17 及び 32 参照）</p> <p>（5）支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき（意見）</p> <p>年度終了時等において交付先より実績報告書を受領する際には、実績報告書に記載された補助金の使途の正確性・妥当性を確かめるため、支出に関する請求書や領収書等の証憑を確認する必要があると考えられるが、実績報告書について形式面のチェックや前年度実績からの増減状況等を把握するのみで、詳細な支出内容のチェックまでは行われていない所管課があった。</p> <p>現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。</p> <p>（第4のNo. 20、22、24、28 及び 47 参照）</p> <p>（6）現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき（意見）</p> <p>交付先より実績報告書を受領した際には、実績報告書の内容の正確性・妥当性</p>	<p>実績報告書の審査に当たっては、請求書や領収書等の証憑を入手することにより、補助金の使途の正確性・妥当性を検証するとともに、必要に応じ現地調査を実施する。</p> <p>実績報告書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、事後的な確認のために実施事項及び</p>
---	--

<p>等を確かめるため、交付先に出向いて関係資料や証憑の閲覧等の現地調査を実施しているものの、現地調査での実施事項及び実施結果が書面等で保管されていないものがあった。</p> <p>関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。</p> <p>(第4の No. 4・5・6、11、13、14、17、30、31、38、39、40、41、42、43 及び55 参照)</p> <p>(7) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき (意見)</p> <p>補助金交付要綱において、「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、所定の様式により遅滞なく知事に報告しなければならない。」旨が定められているが、所管課では補助事業者から当該報告を受けておらず、消費税等の仕入控除税額の有無を確認していないものがあった。</p> <p>補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。今回は補助事業者が「公益法人等」に該当し、補助事業者の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費</p>	<p>実施結果を文書で記録することとする。</p> <p>交付先に対し補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認するとともに、仕入控除税額が無い場合はその確認結果を文書で記録することとする。</p> <p>複数の補助金で指摘された上記(1)から(7)までの意見は、今回の監査対象とならなかった補助金においても共通性を有する内容であるため、今後適正な事務執行が行われるよう全課室宛て通知する。</p>
---	---

<p>税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。</p> <p>(第4のNo. 30及び31参照)</p> <p>第4 各補助金に対する結果及び意見</p> <p>【4・5・6】トップアスリート育成事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき</p> <p>現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。</p> <p>【7】日本私立学校振興・共済事業団補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。私立学校教職員の福利厚生充実を図る目的の補助金であることから、例えば教職員の離職率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p>	<p>トップアスリート育成事業補助金交付要綱を改正し、現地調査の規定及び様式を追加することとする。</p> <p>具体的な成果指標として私立学校教職員の離職率を設定するとともに、事務事業評価調書で補助金の有効性・必要性を検証することとする。</p>
--	--

(2) 補助金交付額の確認方法について

③ 意見

i) 補助金交付額の正確性を検証するとともに、検証結果を書面等で保管すべき

補助金交付額の正確性の確認については、実績報告書や決算書類の閲覧によって行うことは困難であり、現状の確認方法では、適切な検証が行われているとは言えない。現状の方法によると、私立学校振興・共済事業団からの請求額が適切に確認されずに、過大な補助金を交付する可能性がある。また、検証結果について書面等で保管されていなければ、事後に検証ができない。

補助金交付額は標準給与月額に教職員数と補助率を乗じて計算されることから、特に教職員数の検証は比較的容易に行うことができる。したがって、学校基本調査等で得られた教職員数の情報と、共済事業団からの「加入人数通知」との突合せにより正確性を検証するとともに、その検証結果を書面等で適切に保管すべきである。

【8】私立学校教職員退職金社団補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。優秀な教職員の確保と定着を促すことを目的とする補助金であることから、例えば教職員の離職率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で

毎年行っている学校検査及び基礎資料調査により、教職員数と加入人数との突合せを行い、検証結果を書面により保管することとする。

具体的な成果指標として私立学校教職員の離職率を設定するとともに、事務事業評価調書で補助金の有効性・必要性を検証することとする。

<p>補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>【11】和歌山社会経済研究所調査研究事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。経済研究所の調査研究事業に対する補助金であることから、例えば経済研究所の自主研究事業結果の利用状況や経済研究所の研究員の研究成果報告等を掲載している機関紙の活用に関するアンケート結果等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 事務事業評価について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 実効性ある事務事業評価を行うべき</p> <p>事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が3年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性ある事務事業評価を行うべきである。</p> <p>(3) 実績報告書の記載内容について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべき</p>	<p>具体的な成果指標として、研究成果物活用に関するアンケート結果や講演会参加者へのアンケート結果等を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。</p> <p>事務事業評価に当たっては、評価対象年度における具体的な取組内容や成果を調書に記載するとともに、補助金を取り巻く状況の変化による新たな課題や見直すべき点について適時検証を行う。</p>
---	--

<p>収支決算書に予算額と同額の決算額を記載するのみでは、補助対象事業の事業規模や自己財源の有無が把握できず、補助対象経費の範囲も不明確になる。補助金の必要性や補助対象経費の合規性等を確かめるためには、補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費を実績報告書に明示すべきである。</p> <p>(4) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき</p> <p>現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。</p> <p>【12】文化・スポーツ振興助成事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。文化・スポーツ振興を目的とする補助金であることから、例えばイベントの開催である場合はイベント参加者数や参加者へのアンケート結果（満足した人の割合）等を具体的な成果指標として設定すると</p>	<p>実績報告書に補助対象事業の事業費総額と、そのうち補助対象となった経費の実績を記載できるように、補助金交付要綱を改正する。</p> <p>実績報告書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、事後的な確認のために実施事項及び実施結果を文書で記録することとする。</p> <p>具体的な成果指標として、事業に応じた数値目標等を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。</p>
--	--

<p>もに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 選考委員会の議事録について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 選考委員会の議事録を作成すべき</p> <p>当該補助金の交付対象事業は選考委員会で決定されるが、どのような選考過程を経て決定されたか、またどのような審議が行われたか分からない状況となっている。</p> <p>交付対象事業の選考過程に関して透明性を確保する観点から、選考過程や審議内容が分かるよう選考委員会の議事録を作成し保管することが必要である。</p> <p>(3) 審査の評価表の改善について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 審査表にコメント等を記載できる様式に見直すべき</p> <p>①で述べたとおり、採点表には、1から5までの数値が記載されているのみであるため、数値のみの採点結果だけでは、評価の理由が不明瞭であるため、必要に応じてコメント等を記載できる様式とすることを検討されたい。</p> <p>(4) 収支予算書について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 収支予算書の各費目の積算根拠を記載するよう求めるべき</p> <p>現状の収支予算書では、補助対象経費の各費目の合計の金額しか記載されていないため、積算根拠が分からず各費目の金額が妥当かどうか判断が困難となっている。</p> <p>例えば、単価に回数を乗じた合計金額を記載する等、積算根拠まで記載するよう事業者に求め、各費目の</p>	<p>選考過程や審議内容が分かるよう議事録を作成し保管する。</p> <p>審査票の様式を見直し、個別の事業についてコメントが記入できる様式へと改める。</p> <p>個別具体的に記載することができる経費については、内訳や単価・数量を記載するよう指導し、積算根拠の妥当性を検証するとともに、一括計上する必要がある経費については、複数の見積を徴するなど、補助対象経費の妥当性を確保するよう指導する。</p>
--	--

金額が妥当かどうか判断することが必要である。

【13】 地域・ひと・まちづくり補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。地域住民の諸活動を推進するための補助金であることから、例えばイベントの開催である場合は参加者数や参加者へのアンケート結果（満足した人の割合）を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 収支予算見積書及び収支決算書の記載方法について

③ 意見

i) 経費区分を詳細に記載するよう指導すべき

現状では、収支予算見積書及び収支決算書の経費区分が詳細に記載されていないため、当初の収支予算見積書から経費区分の変更があった際にその内容を把握できず、同要綱に規定されている知事の承認を得ずに経費配分の変更が行われる可能性がある。

したがって、収支予算見積書及び収支決算書の経費区分は、経費配分の変更の有無を把握するために詳細に記載するよう事業者へ指導する必要がある。詳細な経費区分を把握するため、同要綱や取扱要領にて経費区分に記載すべき経費の分類等を定めることも一つの方法として考えら

事業毎に、イベント参加者数やアンケート結果などの具体的な成果指標を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。

収支予算見積書及び収支決算書の経費区分は、経費配分の変更の有無を把握できる区分となるよう事業者を指導する。

<p>れる。</p> <p>(3) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残すべき</p> <p>現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、振興局担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。</p> <p>【14】 過疎集落再生・活性化支援事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。過疎集落の活性化を目的とする補助金であることから、例えば過疎生活圏計画書を作成済の過疎生活圏の件数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 現地調査における実施事項の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査での実施事項を書面等で残すべき</p> <p>実施事項をあらかじめ定めておく</p>	<p>実績報告書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、事後的な確認のために実施事項及び実施結果を文書で記録することとする。</p> <p>具体的な成果指標として、過疎集落の活性化に取り組む過疎生活圏の件数を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。</p> <p>実績報告書の審査に当たり現地調査を実施す</p>
--	--

<p>ことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できることから、現地調査した実施事項を記載した書面等で保管すべきである。</p> <p>【15】和歌山県地域公共交通確保維持事業費補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 実績報告書の検証結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 実績報告書の検証結果を書面等で保管すべき</p> <p>実績報告書の検証結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、実績報告書の検証手続及び検証結果を具体的に書面等で保管すべきである。</p> <p>【17】公益財団法人和歌山県人権啓発センター運営事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 補助金の交付方針の明確化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 交付先が策定した中期経営（運営）計画に基づき、補助金の交付方針を明確にすべき</p> <p>単年度ごとのモニタリングによる事業効果の検証のみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。</p> <p>このため、交付先である人権啓発センターに、県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画の策定を指導</p>	<p>る場合は、事後的な確認のために実施事項を文書で記録することとする。</p> <p>実績報告書の検証結果等を書面等で保管する。</p> <p>公益財団法人和歌山県人権啓発センターに対し中期経営（運営）計画の策定を助言し、当該計画に基づく中長期的な視点を取り入れた補助金の交付方針を明確にする。</p>
---	--

<p>するとともに、中期経営（運営）計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。</p> <p>(2) 事務事業評価について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 実効性ある事務事業評価を行うべき</p> <p>事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が3年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。</p> <p>(3) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき</p> <p>現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。</p> <p>(4) 交付要綱における補助対象経費の記載について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 補助対象経費に退職給付引当資産の積立額を含む旨を記載することが望ましい</p>	<p>事務事業評価に当たっては、評価対象年度における具体的な取組内容や成果を調書に記載するとともに、補助金を取り巻く状況の変化による新たな課題や見直すべき点について適時検証を行う。</p> <p>実績報告書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、事後的な確認のために実施事項及び実施結果を文書で記録することとする。</p>
--	---

<p>人権啓発センターの平成 26 年度決算においては、退職給付費用（人件費）の発生はなく、結果的に退職給付引当資産の積立額として補助金 7,016 千円が充当された。将来における職員の退職金の支払に備えるため、人権啓発センターでは特定資産として退職給付引当資産を積立しているが、厳密な意味においては退職給付引当資産の積立額は費用ではないため、補助対象経費としての人件費に含まれないとも考えられる。退職給付引当資産の積立額を補助対象経費として認めるのであれば、交付要綱における補助対象経費の記載は「補助対象事業に要する人件費（退職給付引当資産の積立額を含む）及び事務費」とすることが望ましい。</p>	<p>交付要綱における補助対象経費の記載を現行の「第 2 条に規定する事業等に要する人件費及び事務費」から「第 2 条に規定する事業等に要する人件費（退職給付引当資産の積立額を含む。）及び事務費」に改正する。</p>
<p>【18】和歌山県青少年育成事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。地域子ども会活動の充実を図ること等を目的とする補助金であることから、例えば子ども会の会員数や年間活動日数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 実績報告書について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 実績報告書において参加人数を報告させるべき</p> <p>当該事業は、高校生及びその年代を中心とした青少年の地域参加の促</p>	<p>具体的な成果指標として子ども会の会員数や年間活動日数を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。</p> <p>和歌山県青少年育成事業補助金における青少年地域参加促進事業に係る交付要綱の様式を改</p>

<p>進を図ることが目的となっているが、実績報告書において参加人数が適切に報告されていなければ、補助対象となる青少年組織であるかどうか判断できない。よって、実績報告書において参加人数の記載を求め、又は参加者の署名等で参加人数を添付する形で報告させるべきである。</p> <p>【19】公益社団法人和歌山県青少年育成協会補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。青少年の健全育成を目的とする補助金であることから、例えば子ども・若者育成支援県民大会の参加者数や少年メッセージ和歌山県大会の観客数及び中学生の応募率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 事業計画書の具体性について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき</p> <p>事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載がなければ、当初の計画どおりに事業が実施されたかどうか判断とせず、補助金が適正に執行されていることを十分に確認できないおそれがある。よって、事業計画書に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべきである。</p>	<p>正し、事業への参加人数の記載欄を設けることにより、補助対象として適切かどうかをより明確に判断できるようにする。</p> <p>具体的な成果指標として子ども・若者育成支援県民大会の参加者数や少年メッセージ和歌山県大会の観客数及び中学生の応募率を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。</p> <p>事業計画書に事業の実施回数、実施予定時期を記載するようにし、事業実績報告の際に事業が計画どおりに実施され、補助金が適正に執行されたことが確認できるようにする。</p>
---	---

【20】 県社会福祉協議会運営事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングについて

③ 意見

i) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組む必要がある。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

③ 意見

i) 必要に応じて支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であ

県社会福祉協議会が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングするとともに、事務事業評価等において補助金の効果や必要性を適時検証する。

実績報告書の審査に当たっては、必要に応じ、請求書や領収書等の証憑の入手や現地調査を実施することにより、補助金の使途の正確性や妥当性を検証する。

るため、実績報告書とともに、必要に応じて、支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

【21】 軽費老人ホーム運営補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

所管課においては成果指標を設定していないが、成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。例えば入所者数や入所率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

具体的な成果指標として入所率を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。

【22】 和歌山県いきいき長寿社会センター運営事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングについて

③ 意見

i) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況を

和歌山県いきいき長寿社会センターが策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングするとともに、事務事業評価等において補助金の効果や必要性を適時検証する。

モニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

③ 意見

- i) 必要に応じて支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、必要に応じて、支出に関する証憑を入手することや現地調査を実施する等の対応が必要である。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

(3) 実績報告書について

③ 意見

- i) 補助対象事業に関する決算書の提出を求めるべき

当該補助金は、和歌山県いきいき長寿社会センターの運営に関する経費が補助対象となっているため、実績報告書に添付される決算書には、

実績報告書の審査に当たっては、必要に応じて、請求書や領収書等の証憑の入手や現地調査を実施することにより、補助金の使途の正確性や妥当性を検証する。

実績報告書に添付される決算書には、補助対象経費と決算額の対応を記載した帳票を添付するよう指導する。

<p>当該センターの運営に関する収入及び支出のみを計上し、補助対象経費と決算額の対応を明確にすることが必要である。</p> <p>【23】和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ、補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。医療費に対する補助金であることから、例えば受給者数や受給者1人当たりの県費負担額等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>【24】救命救急センター運営費補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 事務事業評価について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 実効性ある事務事業評価を行うべき</p> <p>具体的な取組内容を記載し事業目的の達成度を適切に評価した上で、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。</p> <p>(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき</p> <p>現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認してお</p>	<p>具体的な成果指標として受給者数と一人当たりの県費負担額を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。</p> <p>事務事業評価に当たっては、評価対象年度における救急患者受入数や具体的な取組内容を調書に記載するとともに、補助金を取り巻く状況の変化による新たな課題や見直すべき点について適時検証を行う。</p> <p>実績報告書の審査に当たっては、支出の根拠となる証憑の入手により、補助金の使途の正確</p>
--	--

<p>らず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。</p> <p>なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。</p> <p>【25】 看護師等養成所運営事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。看護師の養成を目的とする補助金であることから、例えば卒業生数や国家試験合格者数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>【26】 看護師等養成所運営事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 補助金の評価について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 事務事業評価調書に補助金交付による成果をより具体的に記載すべき</p> <p>当該補助金の交付目的は、日高看護専門学校の開校後3年間に限り運営費の一部を補助することであるため、前出の【25】の補助金のように成果指標を設定し定量的に評価することは困難であるものの、補助金の</p>	<p>性や妥当性を検証するとともに、必要に応じ現地調査を実施する。</p> <p>具体的な成果指標として、卒業生数及び国家試験の合格率を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。</p> <p>事務事業評価調書において、補助金の効果について具体的に説明し、客観的に補助金の目的が達成されているかが分かるような内容を記載する。</p>
--	---

効果について具体的に説明し評価を行うことは必要である。

今後は、事務事業評価調書において、補助金の効果について具体的に説明し、客観的に補助金の目的が達成されているかが分かるような内容を記載することが必要である。

【28】和歌山県がん検診推進支援事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 事務事業評価調書について

③ 意見

i) 事務事業評価調書に実績値及び次年度の取組について記載すべき

毎年度実施される事務事業評価は、事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を事務事業評価調書に記載することで、実効性のある事務事業評価になると考えられる。したがって、現在所管課で把握されている当該受診率の実績値や次年度へ向けて見直された取組内容について、事務事業評価調書へ記載すべきである。

(2) 支出内容の正確性・妥当性の確認について

③ 意見

i) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき

現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。

がん検診受診率の実績値や次年度へ向けて見直した取組内容について、事務事業評価調書へ記載する。

実績報告書の審査に当たっては、請求書や領収書等の証憑の入手により、補助金の使途の正確性や妥当性を検証するとともに、必要に応じて現地調査を実施する。

なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。

(3) 各市町村の取組について

③ 意見

i) 他の市町村へ効果的な取組についての情報提供を行うべき

所管課は、各市町村の受診率向上のための取組に関する情報を把握できる立場にあるものの、特に当該情報を他の市町村に提供するといった対応はなされていない。

所管課は、受診率向上のためにどのような情報発信を行ったか等を実績報告書にて把握し、特色ある取組がされている場合は、他の市町村へ受診率向上に資する効果的な取組例として情報提供を行うことが望まれる。

受診率向上のための特色ある取組は、他の市町村に対し、受診率向上に資する効果的な取組例として情報提供を行う。

【30】組織化指導費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングについて

③ 意見

i) 交付先の中期経営（運営）計画に対するモニタリングを適切に行い、補助金の効果や必要性の検証を十分に実施すべき

運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのためには交付先が策定した中期経営（運営）計画の進捗状況をモニタリングし、運営費補助の効果や必要性を十分に評価・検証し書面等で適切に文書化するとともに、事

和歌山県中小企業団体中央会に対し中期経営（運営）計画の策定を助言した。今後、事務事業評価等において補助金の効果や必要性を検証する。

務事業評価調書等で評価・検証結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。なお、可能な限り交付先が自立的に運営できることが望ましく、そのためには所管課が交付先と協力して自助努力の促進や自立的運営のための対応策の検討に取り組むことが必要である。

(2) 実績報告書に係る現地調査の実施時期について

③ 意見

i) 実績報告書受領後適時に現地調査を実施すべき

現地調査の実施時期が実績報告書受領してから遅くなればなるほど、現地調査の実効性が低下することになる。実績報告書の内容の正確性・妥当性等を確かめるために実施する現地調査は、実績報告書受領後適時に実施すべきである。

実績報告書受領後、速やかに現地調査を実施する。

(3) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、指摘事項の有無にかかわらず現地調査での実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。

現地調査では補助金交付要綱に基づき関係書類等を確認し、調査後に指摘事項のみを文書化して和歌山県中小企業団体中央会あて通知していた。今後は事後的な確認のため、実施事項及び実施結果を文書で記録する。

(4) 補助金に係る消費税及び地方消費税(消費税等)の仕入控除税額の有無の確

<p>認について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき</p> <p>補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。本件については中央会が「公益法人等」に該当し、中央会の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。</p> <p>【31】わかやま企業成長戦略推進事業費補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。中小企業の振興や経営の安定を目的とする補助金であることから、例えば中小企業支援センター事業における相談や指導での改善結果や利用者の満足度調査結果等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査での実施事項及び実施結</p>	<p>補助金交付要綱に基づき補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を報告させる。</p> <p>具体的な成果指標として利用事業者数（件数）・顧客満足度（利用事業者へのフォローアップ調査・アンケート等を実施し確認）を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証することとする。</p>
---	---

<p>果を書面等で保管すべき</p> <p>現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。</p> <p>(3) 補助金に係る消費税及び地方消費税（消費税等）の仕入控除税額の有無の確認について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認すべき</p> <p>補助金に係る消費税等の仕入控除税額がある場合、補助事業者は当該仕入控除税額分を負担しないこととなるため、当該部分について県に補助金を返還する必要がある。本件については産業振興財団が「公益法人等」に該当し、産業振興財団の特定収入割合が5%超であったため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額はゼロであり、結果的には補助金の返還は不要であった。しかしながら、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認は必要であり、確認結果を適切に文書化すべきである。</p> <p>【32】和歌山県産業支援事業費補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 補助金の交付方針の明確化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 交付先において中期経営（運営）計画を明確化し、それに基づき補助</p>	<p>現地調査における実施事項をあらかじめ定め、それに基づいた調査を行うこととする。また、現地調査後は実施結果を文書で記録することとする。</p> <p>補助事業者から消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書の提出を受け、文書により消費税等の仕入控除税額の有無の確認を行うこととする。</p>
---	---

<p>金の交付方針を明確にすべき</p> <p>県の産業振興政策の方向性に沿った運営状況を確認しているのみでは、中長期的な視点での検証ができず、毎年同額程度の補助金が漫然と支給されている事態にもなりかねない。</p> <p>このため、交付先である産業振興財団に、県のビジョンに沿った中期経営（運営）計画の策定を指導するとともに、中期経営（運営）計画に基づき今後どのような方針で補助金を交付していくのかを明確にすべきである。</p> <p>(2) 事務事業評価について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 実効性のある事務事業評価を行うべき</p> <p>事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が2年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性のある事務事業評価を行うべきである。</p> <p>(3) 補助対象経費の範囲の明確化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 補助対象経費の範囲を交付要綱に明確に記載すべき</p> <p>交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきである。</p> <p>【33】和歌山産品販促支援事業費補助金</p>	<p>わかやま産業振興財団に対して中期経営（運営）計画の策定を検討するように要請し、計画の必要性を議論するとともに、中期的な視点に立った運営を行うように指導する。</p> <p>事務事業評価に当たっては、評価対象年度における具体的な取組内容や成果を調書に記載するとともに、補助金を取り巻く状況の変化による新たな課題や見直すべき点について適時検証を行うこととする。</p> <p>補助対象経費を明確にするように要綱の改正を行うこととする。</p>
--	--

<p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 事務事業評価について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 実効性ある事務事業評価を行うべき</p> <p>事務事業の内容は毎年必ずしも同じではないことに鑑みれば、定性的な記載箇所の記述が3年間全く同じであることは、当該評価が形骸化していると思わざるを得ない。事業目的の達成度を適切に評価し、課題や見直すべき点を記載することで、実効性ある事務事業評価を行うべきである。</p>	<p>事務事業評価に当たっては、評価対象年度における具体的な取組内容や成果を調書に記載するとともに、補助金を取り巻く状況の変化による新たな課題や見直すべき点について適時検証を行うこととする。</p>
<p>【34】わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。例えば県内地場産業年間生産額の成長率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 海外展示会等の調査報告書について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 視察に同行した外部専門家には、内容の伴った調査報告書の提出を求めるべき</p> <p>交付先企業が主催する海外視察に同行する外部専門家は、その有する専門知識を活かして、交付先企業、ひいては県の地場産業の活性化、振興等に役立つような意見を提言することが求められる。県の補助金が使</p>	<p>具体的な成果指標として、新ブランド商品として市場投入された件数（利用事業者へのフォローアップ調査を実施し確認）を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。</p> <p>調査報告書の必要事項やモデル様式等を補助事業者へ示すことにより、海外視察の効果を評価できる報告書の提出を求めることとする。</p>

用されている海外視察が効果的なものであったことを評価するため、交付先企業に対して内容の伴った調査報告書の提出を求めるべきである。

【35】 知的財産戦略事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。県内中小企業等の産業競争力強化を目的とする補助金であることから、例えば知的財産にかかる相談指導件数や県内企業の特許出願数等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

具体的な成果指標として知的財産に係る相談指導件数等を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証する。

【36】 未来企業育成事業費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付先企業に対する毎事業年度後の総括及び助言・指導について

③ 意見

i) 毎年度末に事業の総括を行い、委託先企業へ有用な助言・指導を行うべき

補助金交付対象の事業は研究開発の基礎段階であり、目に見える成果が出にくい状況であることから、毎年総括等をしなければ、漠然としたまま補助金を支出することになってしまう。毎事業年度末に補助金支出先の各事業について、ヒアリング等で現場の生の声を聞き、事業計画に対する進捗状況や成果を確かめる等、事業の総括を行うべきである。そして、委託先企業へ必要な助言・

補助事業執行先のみならずわかやま産業振興財団と共に、委託先企業へのヒアリングを実施し、進捗状況や成果などを確認する。また、委託事業終了後も委託先企業の成長に有用な事例や県・国の補助金等支援策などの情報があれば引き続き提供を行うなど支援を実施し、当該補助金の効果測定や今後の補助金交付決定における参考とする。

指導を行い、委託先企業の成長に有用な事例や情報があれば情報提供し、交付後少なくとも3年程度は支援した研究開発の進捗を把握して当該補助金の効果を測定するとともに、今後の補助金交付先決定の参考にすべきである。

【37】先駆的産業技術研究開発支援補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金の利用を促すような施策の実施について

③ 意見

i) 補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべき

当該補助金が広く利用されるよう、交付要件を再検討し、県内の企業の実情に合った技術水準要件を設定すべきである。もしくは制度を周知徹底する等により、当該補助金を利用する企業数を増やすような施策を実施すべきである。

県ホームページやメールマガジン等インターネットを活用した補助制度の周知活動のほか、わかやま産業振興財団を始めとする県内産業支援機関や金融機関とも連携し、あらゆる機会を通じて補助制度の周知徹底を図る。

【38】雇用奨励金

2. 監査の結果及び意見

(1) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について

③ 意見

i) 現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき

現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実施事項及び実施

雇用・立地奨励金の交付申請書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、事後的な確認のため調査事項及び調査結果を書面で残すこととする。

なお、当該奨励金の実績報告は補助金の交付申請によって報告されたものとみなすこととする。

<p>結果を記載した書面等を保管すべきである。</p> <p>【39】立地奨励金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき</p> <p>現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で残していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実施事項及び実施結果を記載した書面等を保管すべきである。</p> <p>【40】公益社団法人和歌山県観光連盟事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 交付先の中長期的な運営に対するモニタリングについて</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 交付先の中長期的な運営に対するモニタリングを適切に行うべき</p> <p>運営費補助である以上、所管課としては単年度のみならず中長期的な観点から事業の有効性・業務の効率性を検討し、交付先の運営に対して適切な助言・指導を行う必要がある。そのために交付先自らが策定した中期経営（運営）計画の進捗状況については所管課が適切にモニタリングを実施する必要がある。</p>	<p>雇用・立地奨励金の交付申請書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、事後的な確認のため調査事項及び調査結果を書面で残すこととする。</p> <p>なお、当該奨励金の実績報告は補助金の交付申請によって報告されたものとみなすこととする。</p> <p>公益社団法人和歌山県観光連盟が策定した中期計画の進捗状況を適切にモニタリングを実施することとする。</p>
---	--

<p>(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき</p> <p>関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。</p> <p>【41】観光振興事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 成果指標を設定し、補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。観光振興に対する補助金であることから、例えば観光局で毎年実施している観光客動態調査に関連付けた成果指標を設定し、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき</p> <p>関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、そ</p>	<p>実績報告書の審査に当たっての現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管することとする。</p> <p>観光振興は、補助事業単独ではなく、複合的な事業の成果として効果が現れるものである。しかし、補助金の有効性・必要性を検証するための何らかの成果指標を設定できないか、検討することとする。</p> <p>実績報告書の審査に当たっての現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管することとする。</p>
--	--

<p>の結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。</p> <p>【42】 観光振興事業補助金（和歌山県観光産業ネットワーク促進事業）</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 成果指標を設定し、補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。観光振興に対する補助金であることから、例えば観光局で毎年実施している観光客動態調査に関連付けた成果指標を設定し、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき</p> <p>関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。</p> <p>【43】 観光振興事業補助金（コンベンション誘致推進事業）</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 成果指標の設定について</p>	<p>観光振興は、補助事業単独ではなく、複合的な事業の成果として効果が現れるものである。しかし、補助金の有効性・必要性を検証するための何らかの成果指標を設定できないか、検討することとする。</p> <p>実績報告書の審査に当たっての現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管することとする。</p>
--	---

<p>③ 意見</p> <p>i) 成果指標を設定し、補助金の有効性・必要性を検証すべき</p> <p>成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。観光振興に対する補助金であることから、例えば観光局で毎年実施している観光客動態調査に関連付けた成果指標を設定し、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。</p> <p>(2) 現地調査における実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき</p> <p>関係資料や証憑等の閲覧を実施し、実績報告書の正確性や妥当性等を確かめたとしても、現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施し、その結果がどうであったか事後に確認できないことになる。よって、現地調査で関係資料や証憑等の閲覧を実施する際の実施事項及び実施結果を書面等で保管すべきである。</p> <p>【44】観光施設整備補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 補助対象先の例外規定を適用する際の判断過程や根拠の明示について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 補助対象先の例外規定を適用する際には判断過程や根拠を明示すべき</p> <p>所管課から入手した平成 26 年度当初予算の公表資料によると、公共交通機関のトイレの整備を促進・助成することは記載されていたが、鉄道事業者が補助対象先として適当と認められた記載がなかった。また、公共交</p>	<p>観光振興は、補助事業単独ではなく、複合的な事業の成果として効果が現れるものである。しかし、補助金の有効性・必要性を検証するための何らかの成果指標を設定できないか、検討することとする。</p> <p>実績報告書の審査に当たっての現地調査における実施事項及び実施結果を書面等で保管することとする。</p> <p>補助対象先の例外規定である「その他特に知事が適当と認められるもの」を適用する場合、どのような判断や過程で適用することになったかの理由書を交付決定の決裁文書に添付することとする。</p>
---	---

通機関を補助対象先とするのであれば、補助金の公平性の観点から鉄道事業者以外の公共交通機関も補助対象先とすることが考えられるが、県内の鉄道事業者（4社）にしか要望調査を実施していなかった。

「その他特に知事が適当と認めるもの」は補助対象先の例外規定と考えられるが、例外規定を適用する際の判断過程や根拠が不明確であると、当該規定が乱用されるおそれや、補助金の公平性が損なわれるおそれがある。よって、「その他特に知事が適当と認めるもの」と判断する場合は、その判断過程や根拠を書面等で具体的に明示すべきである。

【45】小規模土地改良事業等補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し対外的に公表すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。土地改良事業等に対する補助金であることから、例えば土地改良による生産性向上や農業基盤の整備状況を具体的な成果指標として設定することや、補助金支出後に補助対象事業の改善状況を一定期間モニタリングする等、何らかの方法で補助金の効果を測定するとともに、事務事業評価調書等で成果指標や補助金の効果測定結果を対外的に公表し県民に広く周知すべきである。

(2) 事業評価について

③ 意見

i) 事業評価を実施すべき

事業評価・見直しの検討が適切に

基盤整備の実施により、整備された田畑の受益面積を成果指標として設定することとする。施設の改善状況については、一定程度の事後調査を行うこととする。

また、今後は事務事業評価を行い、対外的に公表を行っていくこととする。

平成 28 年度から事務事業評価を活用し、補助

<p>行われていない場合、有効性・必要性が十分に検討されないまま事業が実施されるおそれがある。よって、明らかに事業評価が必要ないと判断できる事業を除き、事業評価を実施すべきである。</p> <p>【46】 野菜花き産地総合支援事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 計画（目標）と実績の進捗管理について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 産地構造計画に対する実績が把握できる様式により実績報告を受け、補助金交付の効果を把握・評価すべき</p> <p>野菜花き産地構造計画の実績は、計画策定主体である農業協同組合から、目標年度終了後に報告を受けることとなっているが、計画期間途中において進捗状況を把握していないため、野菜花き産地構造計画にそって補助金の効果が適切に表れているかを適時に確認することができない。</p> <p>このため、計画実施期間中にも進捗状況に関する報告を受け、補助金交付の効果について把握・評価すべきである。</p> <p>【47】 和歌山版農地活用総合支援事業費補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 支出内容の正確性・妥当性の確認について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 支出に関する証憑を入手すると共に、必要に応じて現地調査を実施すべき</p> <p>現状は、支出金額の根拠となる請求書、領収書等の証憑を確認しておらず、支出金額の正確性や妥当性の</p>	<p>金の有効性・必要性を検証することとする。</p> <p>野菜花き産地構造計画実施期間中についても、計画策定主体から実績が把握できる様式により報告を受け、補助金交付の効果を把握・評価することとする。</p> <p>実績報告書の審査に当たっては、請求書や領収書等の証憑の入手により、補助金の使途の正確性や妥当性を検証するとともに、必要に応じ</p>
--	---

<p>確認が十分に行われていない。実際に関係資料や証憑の閲覧等を実施しなければ正確な実態把握は困難であるため、実績報告書とともに、支出に関する証憑の提出を求めることや、必要に応じて現地調査を実施する等の対応が必要である。</p> <p>なお、実施事項や実施結果は事後に確認できるよう、具体的に記載した書面等を保管しておく必要がある。</p> <p>【48】 林業担い手社会保障制度等充実対策事業補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 交付申請書の添付書類について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 事業主負担の金額の根拠となる資料の提出を求めるべき</p> <p>当該補助金は、交付申請が事業の実施後、つまり事業主が各種保険等の事業主負担分を支払った後にその一部を助成するものであり、事業主が実際に負担した金額に対して適切に補助金が交付される必要がある。</p> <p>しかしながら、現状は、①に記載したとおり採択基準を満たしていることが分かる資料の添付を求めているため、事業主が保険料等を負担すべき対象者や金額が適切であるかが分からない状況となっている。</p> <p>補助金の交付申請金額が適切であることを検証できるように、県森連及び市町村に対して、事業主から事業主負担の金額の根拠となる資料の提出を受け、当該資料を交付申請書に添付することを求める必要がある。添付を求める事業主負担の金額の根拠資料としては、以下のものが</p>	<p>現地調査を実施することとする。</p> <p>交付要綱を改正し、補助対象となる事業主負担額の根拠となる以下の資料等の交付申請書への添付を義務付けることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主の負担金額が分かる給与台帳等の写し ・被共済者証の写し ・雇用保険被保険者証の写し ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の写し
---	--

考えられる。

- ・事業主の負担金額が分かる給与台帳等の写し
- ・被共済者証の写し
- ・雇用保険被保険者証の写し
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の写し

【49】低コスト林業基盤整備サポート事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。間伐材の生産を推進するための補助金であることから、例えば中距離集材作業道及び簡易作業道の整備距離、間伐材の搬出実績等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

【51】漁家経営改善対策事業補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 計画（目標）と実績の進捗管理について

③ 意見

i) 実績報告において事業改善実施事項を記載し、計画（目標）と実績を対比することで、事業改善計画の進捗管理を行うべき

現状、実績報告の中で改善実施状況を記載していないため、事業改善計画の進捗状況を把握しづらく、所管課は組合の進捗管理を実施することが困難な状況にある。

このため、事業改善計画の実施状

具体的な成果指標として作業道の整備距離を設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証することとする。

平成27年度の実績報告から、各年度で実施した事業改善の具体的な内容について実績報告書に記載するよう求めるなど改善を行った。

今後も引き続き、より適切な進捗管理を行っていくこととする。

況が把握できるように実績報告書への記載を求めるなど、事業改善計画の進捗管理を適切に行うべきである。

【52】和歌山県市町村道路事業県費補助金

2. 監査の結果及び意見

(1) 成果指標の設定について

③ 意見

i) 具体的な成果指標を設定し補助金の有効性・必要性を検証すべき

成果指標を設定しなければ補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となる。道路整備の促進を目的とする補助金であることから、例えば長期的な整備延長計画を設定し、各年度の進捗率等を具体的な成果指標として設定するとともに、事務事業評価調書等で補助金の有効性・必要性を検証すべきである。

(2) 再交付時の公平性の確保について

③ 意見

i) 再配分の過程を事後的に検証できるよう適切に保存すべき

再配分に関する情報発信の過程が適切に保存されていない場合は、当初交付時に市町村ごとに補助金の枠が与えられており、各団体の中で余った補助金を他の道路事業に配分して使い切っているような印象を与えかねない。和歌山県市町村道路事業県費補助金交付要綱の趣旨（第1条）、定義（第2条）によると、国道、県道等を補完する道路事業に対して補助を行うものであることから、県内の全ての道路事業の優先度を順位付けして補助金を再配分すべきであり、補助金が公平に再配分されていることを事後的に検証できるよう、再配分の過程を適切に保存すべきで

成果指標として進捗率（各年度の道路供用延長／5年間の道路供用計画延長）を設定することとする。

再配分に関しては、一律の優先順位をつけるのではなく、各路線の供用時期、事業進捗や予算執行状況等を総合的に判断して行うこととしている。今後はそれらの根拠のもとに再配分を行ったことが確認できるよう、根拠資料を書面で残すよう改善を行う。

<p>ある。</p> <p>【53】公益社団法人和歌山県体育協会補助金</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 変更申請書類の未提出について</p> <p>② 監査の結果</p> <p>i) 変更申請書類の提出を求めるべき</p> <p>交付要綱の定めに従い、補助事業費予算額の 20%を超える増額配分を行う場合には、変更申請書類の提出を求め、県のチェック機能を有効に働かせることが必要である。</p> <p>(2) 事業計画及び実績報告について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期の記載を求めるべき</p> <p>体育協会は補助金の交付要綱に基づき事業計画書及び実績報告を作成しているものの、内容が不明確である。</p> <p>例えば、旅費交通費について、平成 26 年度の長崎国体に出場する選手の視察激励を目的に、体育協会の役員や関係者に対する旅費交通費に対し補助金が支給されているが、事業計画書において、具体的な人数や日数等が記載されておらず、実績報告についても同様に記載されていないため、計画通りの事業が実施されたかどうか判断ができない。</p> <p>特に(1)に記載の通り、平成 26 年度の旅費交通費においては、県の承認無く 3,259 千円の予算の増額振替が行われている。所管課担当者を確認したところ、「当初の予定(当初予算 600 千円)以外に長崎国体の視察激励に係る旅費が必要となったため、他の予算から振り替えて支出した」旨の回答を得たが、多額の予算</p>	<p>交付要綱等の定めに従い、適正に事務処理を行うよう周知徹底を図るとともに、必要に応じ状況報告の提出を求めるなど県のチェック機能を有効に働かせる。</p> <p>補助金が適正に執行されたことを明らかにするため、事業計画書及び実績報告書に事業の実施回数や実施時期等の記載を求め、その内容等につき、補助金で実施すべき全ての事業が当初の計画どおりに実施されたかどうか記載内容を確認する。</p> <p>また、必要に応じ状況報告の提出を求めるなど計画どおりに実施されているか確認を行う。</p>
---	--

振替を行ってまで実施した長崎国体への視察激励について、実績報告には記載されていなかった。

このような現状では、本補助金で実施すべき全ての事業が当初の計画どおりに実施されたかどうか判然とせず、補助金が適正に執行されていることを十分に確認できない。

したがって、補助金が適正に執行されたことを明らかにするため、事業計画書及び実績報告に事業の実施回数や実施時期等の記載を求め、県はその内容を確認すべきである。

(3) 実績報告書の提出日について

② 監査の結果

i) 実績報告書の提出期限の遵守を徹底すべき

交付要綱の定めに従い、提出期限を再度周知して、期限通りの書類提出を求めるよう徹底すべきである。

交付要綱の定めに従い、提出期限を再度周知して、期限どおりの書類提出を徹底するよう指導する。

【54】和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金 (平成 27 年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業)

2. 監査の結果及び意見

(1) 実行委員会における監事の独立性の確保について

③ 意見

i) 監事のうち少なくとも 1 名は大会の開催に係る機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望ましい

所管課担当者に聴取したところ、参考にした他団体の実行委員会会則においても「監事は大会の開催に係る機関及び団体の役職員等のうちから会長が委嘱する」と定められており、かつ大会の開催に係る機関及び団体の役職員以外の者に監事の就任を依頼すると報酬等の費用

今後、実行委員会の事務局運営を所管課職員が行う場合は、実行委員会の会計監査・業務監査を担う監事の独立性を確保するため、監事のうち少なくとも 1 名は大会の開催に係る機関及び団体の役職員等以外の者を就任させることとする。

なお、同所管課が当該実行委員会以外に事務局運営を行っている全国高等学校総合体育大会

<p>負担が生じることに鑑み、関係機関及び団体の職員である県会計局会計課長及び和歌山市会計管理者が監事に就任したとの回答があった。</p> <p>しかしながら、実行委員会における全ての経費が補助対象であり、かつ実行委員会の事務局運営は所管課職員が行っている状況下では、実行委員会の会計監査・業務監査を担う監事の独立性の確保は重要である。</p> <p>よって監事のうち少なくとも1名は大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等以外の者が就任することが望まれる。</p> <p>【55】和歌山県体育・スポーツ振興事業補助金 (全国高校総体ヨット競技固定開催推進事業)</p> <p>2. 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 現地調査での実施事項及び実施結果の文書化について</p> <p>③ 意見</p> <p>i) 現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管すべき</p> <p>現地調査での実施事項及び実施結果を書面等で保管していない場合、何を実施しその結果がどうであったか事後に確認できないことになる。また、実施事項をあらかじめ定めておくことにより、所管課担当者が交代した場合でも、実施事項の漏れや失念を防止する効果が期待できる。よって、現地調査での実施事項及び実施結果を具体的に書面等で保管すべきである。</p>	<p>ヨット競技大会和歌山県実行委員会については、今回の意見を受け、会則を改め、監事2名のうち1名を大会の開催に関係する機関及び団体の役職員等以外(税理士)に変更することとした。</p> <p>実績報告書の審査に当たり現地調査を実施する場合は、実施事項及び実施結果を文書で記録することとする。</p>
--	--